

## 青山高原ウインドファーム風力発電施設増設事業に係る環境影響評価 準備書に対する意見

### (総括的事項)

- 1 我が国における風力発電推進施策は、近年の地球温暖化対策、二酸化炭素排出削減、クリーンエネルギー志向の高まりにより国策として推進されているところですが、今般の当地における風力発電施設の増設に対し、意見書並びに説明会で多く寄せられた住民からの反対意見、地元住民からの文書による増設反対要望とそれを受けて発出した当市の要望書、日本野鳥の会からの文書による反対意見、三重県環境影響評価条例の規定による聴取会における多くの関係者からの反対意見などがあることを踏まえ、多方面からの意見を真摯に受け止めて、十分な環境影響評価を実施した後に事業開始手続きを行うこと。また、関係機関から指摘を受けている事後調査についても誠実に実施し、その結果を詳細に報告すること。
- 2 今般の計画では、準備書の縦覧及び新聞紙上における公告が地元中心となっており、当市青山の北山地区に広がる別荘地所有者等に十分周知されているとは言いがたいものがある。計画の進捗にあたり、当該別荘所有者等との合意形成を十分に図り、将来に亘って遺漏のないよう適切な措置を講ずること。
- 3 事業実施にあたり、物理的・精神的な面も含めて、伊賀市民の安全と安心を第一に考えた措置が執られる必要があり、現状の環境影響評価の手法にとどまらず、現在の社会的動向を勘案した場合に、新たな技術開発も含め、より精細な調査方法が進展していくことが予測されるため、それらによって常に最新の社会的な要請を反映させる努力を怠らないこと。

### (個別的事項)

#### 1 騒音・振動

- (1) 騒音、低周波音に関して、隣接するウインドパーク笠取(株)シーテック)近傍の汁付地区住民から健康被害等の訴えがあることを十分承知し、現在示されている環境省等の参照値のみに依らず、最新の測定方法を探究するなどして事前に測定又は予測・評価し、風車近傍の住民の健康被害の発生を未然に防止する努力をすること。施設設置後のモニタリングや事後調査の実施で対策を先延ばししないこと。  
また、事前予測・評価できない不測の事態により、当該住民に健康被害が発生した場合は、誠意をもって関係機関と十分協議し、当該住民の健康被害を軽減・消滅するよう十分な対策を実施すること。
- (2) 風力発電施設の低周波音と振動による陸生動植物への影響について、意見に対する事業者見解として、「 と考えられるので測定を行っていない」とか、「 について知見がないので予測評価は行っていない」などの表記があるが、実際に既設の施設で測定し予測評価を行うこと。

#### 2 景観

- ( 1 ) 伊賀市景観計画に適合するように配慮すること。また、行為の実施にあたっては、伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づく届出を行うこと。
- ( 2 ) 既設の風力発電施設が稼動して7年を経過しているが、風力発電施設周辺及び管理道路を布設した切土・法面部分の緑化・植生が未だ回復しておらず、国立公園の自然環境や景観に配慮しているとは言い難い。係る事態に対しシカの食害等の影響であるとの主張は理解できるが、可及的速やかに関係機関と協議の上、植生回復に努められたい。また、本計画においても同様の事態が発生しないよう未然に最善の方策を検討すること。

なお、この場合の植生回復は外来種の繁茂を防止する観点から、本事業における樹木の伐採、低灌木・草木等の除去に当っては、伐採後に単に廃棄するのではなく、他地に一時移植、養生し、風力発電施設1基毎に事業実施後速やかに元の場所に植栽されたい。三重県環境影響評価委員会の指導にもあるように、シカの食害に強いとして選定を計画しているアセビを安易に植栽しないこと。

- ( 3 ) 津市側の4基については三角点から伊勢湾への眺望に配慮し削減したが、伊賀市側については、別荘地への騒音・低周波音の影響を考慮して2基削減したものの、景観に配慮して減じたものはない。景観に関する評価予測は三角点からの眺望に偏重しており、当市側からの景観に配慮されたとは言い難い。当市側で北山集落を始め5地点の眺望点を設け評価されているが、準備書6.12-9によると、市の北東部・中心市街地・南部地区などからの可視可能範囲が示されており、遠景（水平景に近い仰観景）で多くの地点から稜線を分断する白い風車が目に入るところである。

したがって、送電鉄塔を含む風力発電施設の塗装色など、これらの景観について関係機関と協議し十分な配慮をすること。

### 3 事業特性（工事）

事業区域内に含まれる公共用財産を占使用もしくは工事加工する場合は、公共用財産管理者と協議を行い、遺漏なく取り扱われたい。

### 4 水質

当該事業地の下流に馬野浄水場があり、膜ろ過方式によって浄化しているため、濁水が発生すると維持管理に苦慮するところである。また、木津川本流においても滝水源地（浄水場）および阿保浄水場があるため、次のことについて方法書に関して意見を述べた内容に加え再度検討をお願いしたい。

- ・ 当該事業による工事中に、低水時、豊水時、平水時を含め特に降雨時に濁水の流出の可能性がある場合、または流出した場合には、No. 5～8の4地点において（木津川と奥院川の合流地点である滝地内市道滝仙寺橋付近をNo.8地点とする）PH、色度、濁度の測定をおこない結果を直ちに伊賀市水道部まで報告されたい。

### 5 生態系

- ( 1 ) 対象事業実施区域に猛禽類、特にノスリの営巣が確認され、出現範囲と事業実施区域が重なっている部分大きいと判明したので、事業実施によるバードストライクや

低周波音・振動等により当地でのノスリの絶滅を危惧する意見がある。当該出現範囲内での営巣状況や繁殖期間を十分観察した上で、事業（工事）実施の時期に配慮されたい。

- ( 2 ) 国の特別天然記念物指定を受けるオオサンショウウオの出現を確認した場合は、速やかに関連の工事を中止して関係機関に連絡し必要な指示を仰ぐこと。決して安易に捕獲・放逐しないこと。
- ( 3 ) 事業実施地周辺でのコウモリの調査では出現頻度が少なかったとの報告であるが、海外では、風力発電機のブレードの回転による急激且つ瞬間的な気圧の変化により、バットストライクではなく、肺の破裂による死骸が報告されているところである。事後調査を行いバットストライク及びその他の原因によるコウモリの死骸について、結果を報告すること。
- ( 4 ) 奥山愛宕神社周辺のブナの原生林は、本州最南端の生息とされる特別区域である。事業実施による気流や生態系の変化により、この原生林の生態系に影響を及ぼすことが危惧されるところであるが、シカが工事中の振動や風力発電機からの低周波音・振動等により、この原生林に入ってくることが十分予測される。直近の風力発電施設から 400m 離れているため事業実施による直接の影響はないとの見解であるが、シカのブナ原生林内での食害を防止するため、シカの侵入しない厳重な柵を設けること。